

後見制度をご利用の皆様へ

後 見 支 援 預 金

ご本人さまの財産の適切な管理・利用のための
後見支援預金のご案内

後見支援預金とは

後見支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。

後見支援預金は、兵庫県内すべての信用金庫でお取扱いができます。また、後見支援預金は、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見支援預金の利用については、家庭裁判所から「指示書」の発行を受けて、信用金庫に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込を行います。専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されず、親族等後見人（家庭裁判所の判断による）のご利用が可能です。

このように、後見支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人・預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

小さなふれあい、大きなおつきあい



<http://www.shinkin.co.jp/himeshin/>

後見支援預金Q & A

Q 1 「後見支援預金」とはどのようなものですか？

後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は後見支援預金として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。

Q 2 「後見支援預金」の作成手順を教えてください

後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、後見支援預金を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書を信用金庫に持参して後見支援預金を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が専任されることもあります。この場合、後見支援預金を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q 3 後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか？

預け入れる場合も、払戻しする場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、払戻しにかかる指示書を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、後見支援預金に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入にかかる指示書をいただってください。

Q 4 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。

そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を後見支援預金から後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（様式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期送金額変更にかかる指示書を発行するので、送金額の変更をしてください。

Q 5 「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか？

金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を後見支援預金に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q 6 同じような制度の後見支援信託とはどこが違うのでしょうか？

主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、後見支援預金では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 後見支援預金には特別な手数料等や後見支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 7 「後見支援預金」の金利はどのようになりますか？

後見支援預金は、普通預金の店頭表示金利を付利させていただきます。

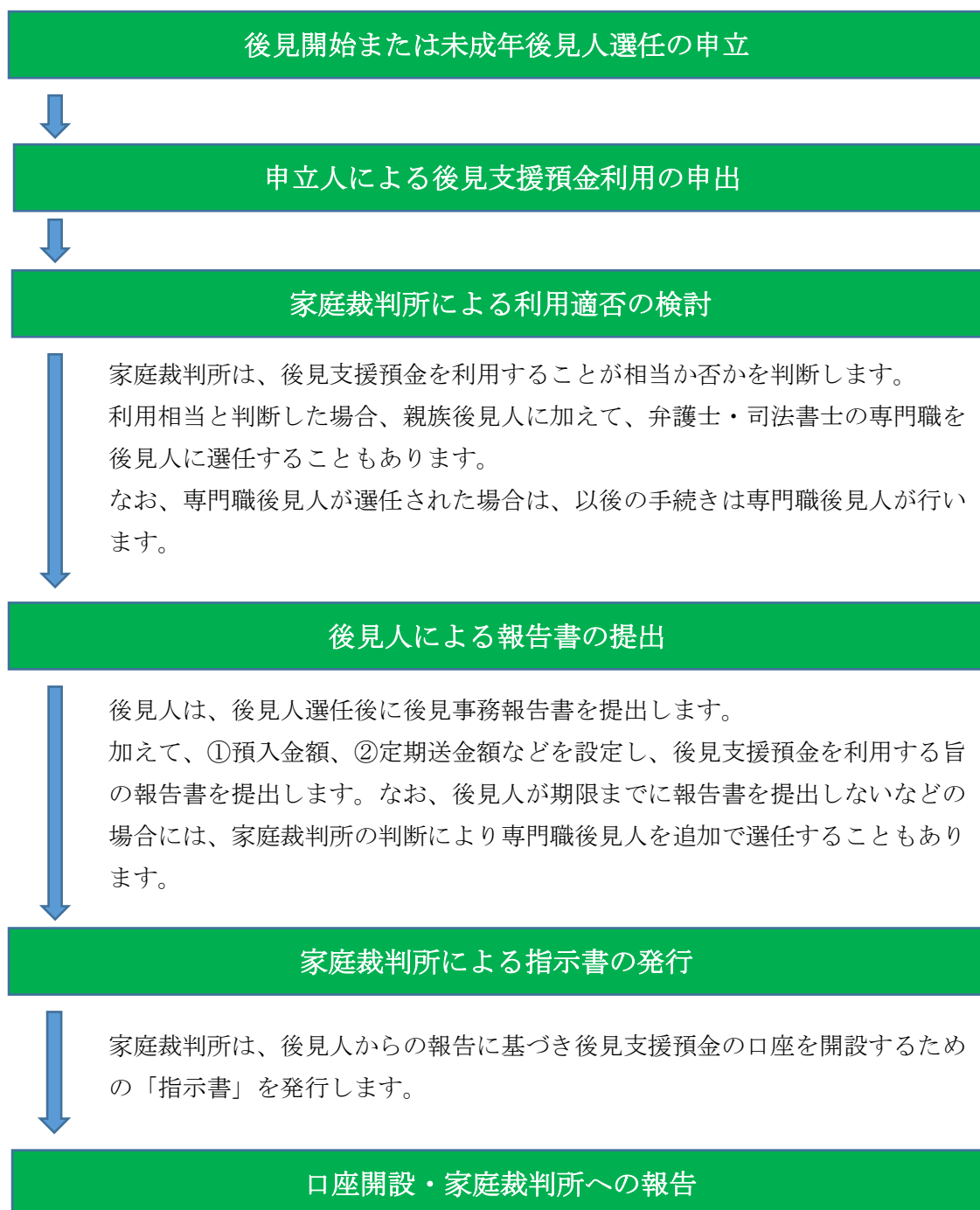
Q 8 預金保険の対象となりますか？

後見支援預金も預金保険の対象となり、被後見人が当金庫に預入されている他の預金と合算して1000万円とその利息が保護されます。

Q 9 「後見支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか？

「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしてください。

後見支援預金手続きの流れ



- 「指示書」を、利用する金融機関に提示し、後見支援預金の口座を開設します。
- 口座開設後速やかに、口座の写しなど資料を添えて家庭裁判所に報告します。

【神戸家庭裁判所 連絡先】

裁 判 所	所在地・連絡先
神戸家庭裁判所 後見センター	神戸市兵庫区荒田町３－４６－１ 電話 ０７８－５２１－５９３５
神戸家庭裁判所 伊丹支部	伊丹市千僧１－４７－１ 電話 ０７２－７７９－３０７４（代表）
神戸家庭裁判所 尼崎支部 後見係	尼崎市水堂町３－２－３４ 電話 ０６－７６７０－９５４６、９５４７
神戸家庭裁判所 明石支部	明石市天文町２－２－１８ 電話 ０７８－９１２－３２３３（代表）
神戸家庭裁判所 柏原支部	丹波市柏原町柏原４３９ 電話 ０７９５－７２－０１５５（代表）
神戸家庭裁判所 姫路支部 後見係	姫路市北条１－２５０ 電話 ０７９－２８１－２０７９
神戸家庭裁判所 社支部	加東市社４９０－２ 電話 ０７９５－４２－０１２３（代表）
神戸家庭裁判所 龍野支部	たつの市龍野町上霞城１３１ 電話 ０７９１－６３－３９２０（代表）
神戸家庭裁判所 豊岡支部	豊岡市京町１２－８１ 電話 ０７９６－２２－２８８１（代表）
神戸家庭裁判所 洲本支部	洲本市山手１－１－１８ 電話 ０７９９－２５－２３３２（代表）
神戸家庭裁判所 浜坂出張所	美方郡新温泉町芦屋６－１ 電話 ０７９６－８２－１１６９（代表）